

## 農業支援策

### 1 農業支援策（内容別）

#### (4) 中山間地域で農業をしたい方

中山間地域等を対象として、補助率等で優遇されている事業を記載しています。

内容	事業名	中山間地域等への優遇
生産	鳥獣に打ち勝つ魅力あふれる農山村づくり事業	中山間地域（※）及び指定棚田地域において、高補助率
経営	青果物価格安定対策事業	中山間地域（※）かつ林野率約50%以上。国の要件を満たさない産地や品目に、県・市町村の高補助率を設定
施設 機械	作業受託組織機能強化事業	中山間地域（※）及び農林統計上の中間農業地域・山間農業地域及び指定棚田地域が対象
	山間地域農業持続化モデル構築事業	農業統計上の山間農業地域又は指定棚田地域が対象
	農地利用等効率化等支援交付金 （融資主体支援タイプ）	集約型農業（1ヘクタールあたり付加価値額が50万円以上）の導入による収益向上に取り組む場合、実施地区が中山間地域（※）に該当するとポイント加算
	農地利用等効率化等支援交付金 （条件不利地域支援タイプ）	中山間地域が対象（要件を満たす場合に限り）
	担い手確保・経営強化支援事業	実施地区が中山間地域（※）に該当するとポイント加算
生産 基盤	農業近代化資金	5法（※）に「棚田地域振興法」を加えた6法の内、2法以上の対象となる地域において、中山間地域振興対策として利子補給率上乗せ(5年間実質金利0%)
	農業農村整備事業	中山間地域（※）及び指定棚田地域において、要件緩和、高補助率
生活 基盤	中山間地域活性化資金	中山間地域（※）が対象
農地	農地中間管理機構等支援事業（機構集積協力金交付事業）	農林統計上の中間農業地域と山間農業地域において、機構活用率（機構貸付面積/地域全体面積）に応じた交付単価が高く設定
	最適土地利用総合対策（農村漁村振興交付金）	中山間地域（※）が対象
その他	中山間地域等直接支払交付金	中山間地域（※）及び指定棚田地域が対象

※ 中山間地域とは、「特定農山村法」「過疎法」「山村振興法」「離島振興法」「半島振興法」（5法）のうち1法以上の対象となる地域を指します。